

## 「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律案」に対する質問

令和6年6月7日

立憲民主・社民 塩村あやか

立憲民主・社民の塩村あやかです。ただいま議題となりました法律案について、会派を代表して質問いたします。

### **1. 国連機関の勧告の受け止め、政府から独立した国内人権機関を設立する必要性**

性犯罪は「魂の殺人」といわれます。それは、性暴力が、被害者の権利を著しく侵害し、被害者の心身に生涯にわたって回復し難い重大な影響を与えるものであるからです。特にそれが、こどもに向けられたものであるならば、その影響は計り知れず、断じて許されるものではありません。我が国を含め、世界で約200の国と地域が締約国となっている「児童の権利に関する条約」にも、「あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。」と明記されています。

このような中、昨年3月、旧ジャニーズ事務所の元社長による所属タレントへの性加害の報道は、世界を激震させました。昨年の夏には「国連ビジネスと人権の作業部会」による訪日調査が行われ、先日、報告書が公表されました。同報告書では、本事案について「引き続き深い憂慮を抱いている」と言及されているほか、我が国における様々な人権問題を指摘した上で、政府から独立した国内人権機関の設立が勧告されています。重大な性加害事案に国としてどのように対応するのか、被害者の方が、そして世界が注目しています。

- ① 旧ジャニーズ事務所の元社長による性加害問題を含め、我が国の人権問題について国連機関から勧告を受けている状況を、政府としてどのように受け止めていますか。林官房長官に伺います。
- ② 我が国の人権問題への取組について海外から不信感を持たれていることと、岸田総理肝いりとされた「国際人権問題担当」の首相補佐官ポストが2年足らずで消滅したことは無関係ではないはずです。我が国が人権先進国であるために、国連機関が勧告する独立した国内人権機関を設立すべきと考えますが、林官房長官の見解を伺います。

### **2. ガイドライン策定までのスケジュールと策定協議参加者の人選**

立憲民主党は、令和3年4月、こどもたちを性犯罪被害から守るための基本的

考え方を取りまとめました。第一に、こどもに関わる全ての職種を対象として対策を行うこと。第二に、再犯防止の観点から、過去にこどもに対するわいせつ行為をした者を、原則として、二度とこどもに関わる職に就かせないようにすること。これが我々の基本的な考え方です。

本法律案は、我々が求めてきた日本版DBS制度を創設するものですが、この基本的な考え方に照らせば、こどもたちを本当に性被害から守ることができるのか、懸念が拭えません。政府においては、そうした懸念を払拭し、国民の皆様が安心できるよう分かりやすい答弁をお願いし、以下質問いたします。

- ③ まず、本法律案の大きな問題点は、あらゆる事項が内閣府令やガイドラインで定めるとされ、事実上の白紙委任となっている点です。対象事業や従事者の範囲、児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認めるときの判断基準など例を挙げればきりがありません。衆議院の審議で政府は、ガイドラインで示すとの答弁を繰り返しましたが、そのように言う以上、本法律案の実効性を確実に担保できる内容とすることを求めます。その上で、このガイドラインの策定までのスケジュールと策定協議に参加するメンバーのメンバーの人選について、加藤大臣に方針を伺います。
- ④ また、策定に当たっては、性被害当事者やこどもの意見も取り入れるべきと考えますが、この点について、加藤大臣に見解を伺います。

### **3. 義務化の対象となる事業の範囲を拡大する必要性**

- ⑤ 次に、対象事業の範囲について伺います。本法律案では、学校設置者等は義務化の対象となる一方、学習塾、スポーツクラブ等は認定制度の対象となります。このため、児童生徒等へのわいせつ行為により職を追われた教師等が、認定外の学習塾で働いたり、個人塾を経営したりする、いわば抜け穴が残された制度となっています。このような制度とした理由について、政府は、事業者の対象範囲が不明確で監督や制裁の仕組みが必ずしも整っていない場合があるとしていますが、それは行政側の理屈であり、本法律案の実効性は確保できないのではないのでしょうか。

事実、大手学習塾の運営会社50社に行ったアンケートでは、学習塾が任意の認定制度の対象となることに「反対」した企業が15社あり、その理由として、学校と学習塾を区別する必要はないことが挙げられるなど、義務化を求める声が目立ったとの報道があります。現場の声を聞かず、行政側の理屈で制度設計したがゆえに、このようなアンケート結果となったのではないですか。学習塾から義務化の要望がある点について、政府はどのように捉えているのか、加藤大臣に伺います。

- ⑥ また、学習塾を含め、義務化のニーズがある事業分野については、事業者からの意見を踏まえた上で、認定制度から義務化の対象に切り替えることも検討すべきと考えますが、加藤大臣に政府の見解を伺います。

#### **4. 就職氷河期世代への対応も念頭に個人事業主を認定制度の対象に含める必要性**

- ⑦ 本法律の対象外となる個人塾や個人音楽教室からは、認定制度の対象にしてほしいとの声も聞きます。実際は認定制度の対象外であるにもかかわらず、性犯罪歴のない、ひたむきに個人事業を営む方々が、「性犯罪者なのではないか」というあらぬ誤解を受け、顧客が離れ、事業の継続が困難になる可能性があるからです。このような懸念について、政府においてどのような議論が行われたのでしょうか。加藤大臣、お答えください。
- ⑧ また、こうした個人事業には、希望する正規の職に就けず、結果としてフリーランスや個人事業主といった就業形態を選ばざるを得なかった、就職氷河期世代の方々も多く含まれます。岸田総理は、就職氷河期世代の経済的不安定さは少子化の要因の一つであるとして両課題の関連性を初めて認め、「重く受け止めなくてはならない」と答弁されたばかりですが、そうであるならば、真面目に事業を営む個人事業主の方々も不当に淘汰されるリスクがあることも重く受け止める必要があるのではないですか。本法律案には施行後3年後の見直しが規定されていますが、それを待たず、必要に応じて実効性のある対策を打つことが重要と考えますが、政府の見解と、とり得る施策について、加藤大臣にお伺いします。

#### **5. 確認対象とする性犯罪歴の範囲を拡大する必要性**

- ⑨ 次に、確認対象とする性犯罪歴の範囲について伺います。本法律案の確認対象となる特定性犯罪には、不同意わいせつ等の刑法犯のほか、痴漢や盗撮等の条例違反が含まれる一方、下着泥棒やストーカー規制法違反は含まれていません。この点、下着泥棒やストーカー規制法違反を確認対象に含めることを求めるネット署名が約32,000筆も集まり、こども家庭庁に提出されています。これが性被害当事者の、国民の声なのではないですか。3万筆を超えるネット署名について、加藤大臣はどのように受け止め、また今後どのように対応すべきと考えているか、お答えください。
- ⑩ 同様の事例として、衣服や所有物に体液をかけた疑いで逮捕される事案は、器物損壊罪等として処理されるケースがあると承知していますが、こうした事例も性犯罪歴の確認対象に含まれません。その理由について、政府は、特定の犯罪の一部だけを抜き出して対象とすることは難しいと述べています。そ

うであるならば、刑法を改正するなどにより、体液をかけたという行為を性犯罪として捉えられるようにし、かかる行為を特定性犯罪に含めるとの対応をとるべきではないですか。体液をかけるという行為を刑法上に位置付けた上で、それを特定性犯罪に含める必要性について、加藤大臣の見解を伺います。

## **6. 犯罪事実確認書の交付の在り方、同確認書の交付が不要となる仕組みの検討**

- ① 次に、犯罪事実確認書の交付について伺います。犯罪事実確認の結果、犯歴ありとされた場合、その回答内容はまず対象業務従事予定者本人に通知されます。他方、個人の犯歴は、個人情報保護法上、たとえ本人でも開示請求できない個人情報とされています。媒体が何であれ、犯罪事実確認書が本人の手元に残るとすれば個人情報保護法との関係で疑義が生じるのではないかと考えますが、この点について加藤大臣の見解を伺います。
- ② また、これを踏まえ、犯罪事実確認書の交付は実際にどのような形で行うことを想定しているのか、加藤大臣の答弁を求めます。
- ③ こうした疑義が生じるのは、そもそも犯罪事実確認書が政府の外部に出る制度設計になっているからにほかなりません。この点、イギリスでは、ベビーシッターやチャイルドマインダーが、Ofsted（オフステッド）と呼ばれる第三者機関への登録が義務付けられ、その際、英国D B Sによる犯罪歴チェックを受ける仕組みがあると聞きます。事業者が登録されたベビーシッター等を採用するようになれば、犯罪歴が外部に出ることもなくなり、個人事業主への適用も可能となると考えます。こうした仕組みの導入について、加藤大臣は、「個人からの登録申請の一つ一つについて、その申請の当否を確認しなければならないこととなり、膨大な人手や手間を要する」と答弁されていますが、政府を挙げてD XやA Iを活用した省力化・省人化を進める今日、作業が膨大だからという理由で手を付けないのは納得がいきません。子どもを守る覚悟が足りないのではないですか。改めて、こうした仕組みを我が国で導入することについて、加藤大臣の見解を伺います。

## **7. 包括的性教育の必要性**

- ④ 本法案（子ども性暴力防止法案）によって、ようやく、18歳未満の子どもたちを性犯罪から守る対策が一步前進するとの期待を持つことができます。他方、我が国では、18歳になると、まるで子羊がオオカミの檻の中に入れられるような社会に突如放り出される実態があることも忘れてはなりません。実際、性的グルーミングなどで手なずけられて被害に遭うケース、パパ活売春、児童ポルノ、アダルトビデオ出演被害など事例は後を絶ちません。この背景の一つ

に、学校現場における性に関する包括的な知識を得る機会の不足があると言われています。

この点、我が国の小中学校の学習指導要領では、全ての生徒に共通して指導する内容として妊娠の経過は取り扱わないとする、いわゆる「歯止め規定」があるために、こどもたちが性被害を認識できないなどの深刻な影響を受けていることが指摘されています。性教育により「寝た子を起こす」と揶揄されることがありますが、適切な性教育を行うことで早熟な性体験を遅らせる結果になったことが多くの研究により証明されているほか、ユネスコなどが2009年に策定した「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」では、「包括的性教育」という用語が使われ、「ジェンダー」「暴力と安全確保」など8つのコンセプトに基づく性教育が提唱されています。

我が国が「歯止め規定」を設ける理由について、政府は、児童生徒、保護者、教職員が持つ性に対する考え方が多様であること等を挙げていますが、だからといって、国際機関が15年前に策定した国際的な基準を下回る性教育を実施してよいことにはなりません。むしろ、教育現場において包括的性教育がなされていない中で、子供達はネット情報やアダルトコンテンツから誤った知識を得てしまい、18歳になると同時に、まるで「性被害は自己責任」としてしまうような仕組みになっていることこそ問題があるのではないのでしょうか。

こども・若者の性被害を防止するため、教育現場において男女が共に包括的性教育を学ぶことが重要と考えますが、この点について、盛山文部科学大臣の見解を伺います。

## **8. マインドコントロールによる若年女性の性被害について**

- ⑮ 最後に悪質ホスト問題で顕著である、マインドコントロールによる若年女性の性被害について伺います。大学生のみならず、中高生にまで被害が生じている悪質ホストなどによる性搾取は悪質化の一途をたどっており、支援団体によると「大学生の娘の行方が分からない」との相談は数百件に上っています。少なくない女性が海外売春に駆り出され、アメリカや韓国などで日本人女性が売春で検挙される事例も相次いでおり、人身売買議定書にも抵触、深刻度を増しています。こうした問題・実態を政府としてどのように受け止めているか、林官房長官に伺います。
- ⑯ また、国会質疑で私がこの問題を指摘してから早7か月が経過しますが、被害は深刻度を増し、海外にまで拡大しています。本問題に対する責任をどう感じているか、松村国家公安委員長に伺います。
- ⑰ 悪質ホスト問題の根本的解決には、被害者のマインドコントロールからの解放が重要です。マインドコントロールされている状態では、自分自身で適切

な判断を下すことが困難であるため、医療の介入も必要と考えますが、メンタルヘルス対策の観点から、厚生労働省においてとり得る施策はあるのでしょうか。先般、被害者の方々と面会された武見厚生労働大臣に、面会時に感じた思いと併せて、お伺いします。

- ⑱ 先の内閣委員会で松村国家公安委員長は、被害者やその家族との面会について「予定を調整する」旨答弁されました。被害者や家族の方々は松村国家公安委員会委員長との面会も心待ちにされています。その調整状況を松村国家公安委員長に伺います。

日本の子ども・若者が性搾取や性暴力により未来を奪われることがないように尽くしていく責務は、この議場にいる全員にあると申し上げ質問を終わります。

本文5241文字